

令和6年2月1日

税理士法人 松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

2024年1月より電子取引データの保存が義務化されました

令和6年1月よりこれまでの宥恕規定が終了し、電子帳簿保存法（いわゆる電帳法）による電子取引データのデータ保存が義務化されました。

（概略）インフォメーション No550 より

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいい、

3つの制度に区分されています。

① 電子取引データ保存【法人・個人事業者は対応は義務です】

申告所得税・法人税に関して帳簿・書類の保存義務が課されている者は、注文書・契約書・送り状・領収書・見積書・請求書などに相当する電子データをやり取りした場合には、その電子データ(電子取引データ)を保存しなければなりません。

② 電子帳簿等保存【希望者のみ】

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿や国税関係書類は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができます。例えば、会計ソフトで作成している仕訳帳やパソコンで作成した請求書の控え等が対象です。

③ スキャナ保存【希望者のみ】

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023003-082.pdf> (国税庁) 参照

国税庁ではホームページに電帳法についての一問一答を載せています。

https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/00023006-044_03-5.pdf

ここではその一例をご紹介します。

- ・電子取引のデータ保存制度はどのような内容となっていますか？
- ・電子取引とは、どのようなものをいいますか？
- ・電子メールを受信した場合、どのように保存すればよいでしょうか？
- ・請求書や領収書等を電子的に（データで）受け取ったり送付した場合、どのように保存すればよいですか？
- ・検索要件の記録項目である「取引金額」については、税込・税抜どちらとすべきでしょうか？

電帳法についての疑問解消にご活用ください。